

# 随意契約理由書

案件名 : 一級河川 寝屋川 八戸の里公園調節池ポンプ設備整備工事

本工事は、八戸の里公園調節池の排水ポンプ設備において、分解整備の工事を行うものである。

八戸の里公園調節池は、寝屋川流域の浸水被害を防ぎ、府民の安心・安全を確保するための防災施設である。

本工事の内容は、施設の主要機器である排水ポンプの腐食、摩耗状態の確認、分解清掃・測定、劣化部品の取替などを行うものである。

当該機器は、製作会社固有の技術により、当現場用に設計・製作されたものであり、いわゆる汎用機器ではないため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは、設計・製作を行った株式会社鶴見製作所以外にはないため、同社より見積りを徴取することとし、その価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第**167**条の**2**第**1**項第**2**号の規定により随意契約を締結したい。